

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しを頂きました、公明党議員団の山本由美子でございます。

質問に入ります前に、現在、新型コロナウイルス感染症収束の切り札と言われておりますワクチン接種については、順次進められているところですが、日々御尽力いただいております医療従事者の皆様、運営に携わっていただいております方々に、心より感謝申し上げます。引き続きお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、防災減災対策について、お伺いいたします。

近年、頻発・激甚化する自然災害では、高齢者や障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者が逃げ遅れ、犠牲になるケースが後を絶ちません。災害時、自ら避難することが困難で、支援を必要とする方の名簿、避難行動要支援者名簿の作成については、市区町村に義務づけられていることから、令和2年10月時点で名簿を作成した市区町村は、全体の99.2%に達していますが、要支援者ごとに避難方法や避難先、手助けをする人などをあらかじめ決めておく個別避難計画の策定については、未策定の市区町村は33.4%の577団体、一部策定済みは56.9%の983団体、対象者全員の計画を策定済みは9.7%の167団体と、約1割にとどまり、あまり進んでいないのが現状です。

国においては、災害時の迅速な避難支援を強化するための改正災害対策基本法が、本年4月28日に成立し、5月20日に施行されました。災害時に支援が必要な高齢者や障がい者など、要支援者ごとの個別避難計画の策定を、市区町村の努力義務とすることなどが柱となっています。

そこで、まず、本市における避難行動要支援者名簿の作成状況について、お聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

亀岡市の避難行動要支援者名簿の現在の名簿登録者数は1,093人となっております。そのうち、平常時から警察、消防、自治会、民生委員等への避難支援者に対して名簿提供を同意されている人は712名であり、全体の65.1%となっております。また、不同意の意思を示された人は134名であり、全体の12.3%、そして、返信がなかった人は247人であり、全体の22.6%となっているところでございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

毎年6月に、名簿の更新をされているということで、最新の状況を確認させていただきました。通常でしたら、未返信者に対して個別訪問を行い、趣旨説明をして、平常時から警察や消防、自治会、民生委員など、避難支援者への情報提供に同意をいただくよう、働きかけをされているところですが、コロナ禍において、どのように対応されているのか、関連として聞かせていただきたいと思います。

○議長（福井英昭） 対応について、いかがでしょうか。

桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） コロナ禍の未返信者への対応ということですね。また、不同意の方に対して、どのように進めているのかということではありますが、災害時の避難支援を迅速に行うためには、不同意や未返信の人に、名簿及び個別避難計画の作成に対する同意を得られるよう、取組を進めていく必要があると考えております。このため、これまでは対象者の個別訪問を基本として、名簿や個別避難計画について説明を行ってまいりましたが、コロナ禍では、こうした個別訪問が難しいため、現在、電話や郵送による説明、また、状況の聞き取りを行うなど、工夫しながら同意率の向上に努めているところでございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

それでは次に、避難行動要支援者名簿に関する消防庁の調査において、難病患者を名簿の対象にしている市区町村の割合が、昨年10月時点で約6割にとどまることが分かりました。滋賀県は84.2%で上位だったのに対して、京都府は23.1%と、全国で2番目の低さであったとの新聞記事を目にいたしました。

本市におきましては、難病患者のうち、自力避難が困難な人を避難行動要支援者名簿の対象者として定めていますが、府南丹保健所との連携は図られているのか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 難病患者の情報については、京都府南丹保健所と連携し、年に一度、生活の基盤が自宅にあり、自力避難が困難な難病患者についての情報提供を受け、名簿を作成しているところでございます。

◆（山本由美子議員） 情報提供をいただいているということで、安心いたしました。今後とも支援が必要な方につきましては、しっかりと把握していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは次に、高齢者や障がい者など、要支援者ごとに避難先や経路などを事前に決めておく、個別避難計画の作成は、迅速で安全な避難の実現には不可欠です。個別避難計画作成に当たり、これまでの具体的な取組と進捗状況及び課題について、お聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 個別避難計画の作成につきましては、要支援者の状況に応じ、避難場所、避難経路等について、本人、御家族、支援者等と協議を重ねる必要がありますが、昨年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、個別訪問を控えるなど、思うように作成が進められない状況が続いております。

そこで、3月の名簿情報の更新に合わせ、対象者全員に対し、個別の状況や避難時に必要な情報について、郵送で聞き取りを行ったところ、全体の約半数に当たる588人から回答を得たところでございます。

今回、聞き取りをした情報は、個別避難計画の基本情報として、同意のあったものについては、民生委員、自治会等に情報を提供することとしております。今後、民生委員の皆様にご協力いただきながら、浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域等に住居される要支援者を最優先に、記載内容の確認を行いながら、順次計画内容を充実していく予定でございます。

なお、迅速な避難支援に当たりましては、同意者の計画作成のみならず、不同意、未返信の方の同意率の向上と、計画作成に向けた対応が必要であり、市において引き続き、対象者への働きかけを進めてまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） コロナ禍で、直接訪問ができないので、郵送で聞き取りをしたと、その中で、588人の方から返送がされてきたということで、聞かせていただきました。

個別避難計画の基本情報として、返送されてきた内容について、不十分であれば、民生委員の方がまた聞き取りをして、確認をして、しっかりと充実させていくということで、今言っていたかと思えます。あと、危険地域にお住まいの方を優先的にということで、今、市長のほうから答弁いただきましたけれども、国においては、自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップ上で危険な区域に住む者や、独居または夫婦2人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいとの考えであります。

本市としては、優先度やこの作成目標などは定めておられるのか、関連として聞かせてください。

◎市長（桂川孝裕） 先ほども申し上げましたが、本市では郵送で聞き取りを行った個別避難計画の基礎情報について、記載内容の確認を浸水想定区域や土砂災害特別区域等に住居されている要支援者から最優先に行い、計画の充実を図っていく予定であり、未返信者の同意率の向上等も含めて、しっかりと取組を進めたいと考えております。

◆（山本由美子議員） 作成目標というか、いつまでにという目標は特に立てておられないということで、よろしかったですか。

◎市長（桂川孝裕） 特別具体的な目標は定めておりませんが、まずはやはり、まだ返信をいただいていない方、未同意者をよりその率を高めていくことに、努力をしていかなければならないと思っております。

◆（山本由美子議員） まずは同意ということで、同意をしていただかないと、個別避難計画が立てられませんので、よろしく願いいたします。

4点目です。個別避難計画作成の制度が始まったのが2005年で、制度開始以来16年が経過し、その間、東日本大震災をはじめ多くの災害を経験しているにもかかわらず、個別避難計画の作成が進んでおりません。その原因として、個別避難計画には法的根拠がないことや、人材やノウハウ、財源不足などの課題が指摘されてきました。

それらのことを踏まえて、改正法では個別避難計画の作成を市区町村の努力義務とし、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職による個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置が講じられることなどが示されております。具体的に、福祉専門職の参画や財源の確保、連携強化など、どのように進めていく考えなのか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 今回実施した郵送での聞き取りを基に、順次、個別避難計画を充実していく予定ですが、実効性ある計画とするためには、要支援者の状況に応じ、民生委員、ケアマネジャー、相談支援専門員等の支援者の皆様と連携を図っていく必要があります。

これまでも、個々のケースにおいて御協力いただいております。今後も改正法の内容も踏まえ、福祉専門職との連携をさらに進めていきたいと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） 必要があれば、今後も福祉専門職とも連携を図っていくということで、答弁いただいたと思います。

国では、別府市の取組、いわゆる別府モデルを先進事例として紹介されております。ケアマネジャーや相談支援専門員など、福祉専門職が平時のケアプランに加え、災害時における避難行動を記入した災害時ケアプランを同時に作成、要支援者1人当たり7,000円が専門職側に支給され、災害時ケアプランの中には、要支援者が必要なことがきめ細かく記入されております。さらに、この作ったプランを地域の防災訓練で検証、改善をし、より実効性の高いものにしていくというものであります。

計画づくりだけではなくて、作成の過程で地域づくり、人づくりというものを意識した取組になっておりますので、本市もまた参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、一般の避難所では、避難生活が困難な高齢者や障がい者、妊婦など、特別な配慮が必要な方のために開設される福祉避難所がありますが、現状では、一旦自宅から一般避難所に避難した人の中から、保健師などが健康状態を見極めて、福祉避難所に移る人を判断する仕組みが一般的となっております。

令和元年6月議会において、一般の避難所での避難生活が難しい方については、事前に市が認め、直接福祉避難所へ避難する仕組みづくりが必要ではないかと質問いたしました。今回の法改正を受けて、福祉避難所の確保・運営ガイドラインも改定され、福祉避難所に直接避難できる仕組みが本格導入されましたが、本市の現状と今後の対応について、お伺いいたします。

◎市長（桂川孝裕） 現在、市内では10か所の福祉避難所を指定しているところであります。福祉避難所は、災害時に一次避難所での生活が困難である方を対象とした二次避難所として開設するものでありますが、災害発生時には、それぞれの方の事情に応じて、臨機応変な対応を求めることから、直接避難についても対応していく考えであります。

今後、今回の郵送による聞き取りにおいて、直接避難を希望されている人、これは今、2名おられますが、福祉避難所へスムーズな避難ができるよう、要支援者の御家族、支援者等と協議を進め、受入施設との調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） 現在、福祉避難所への避難を希望されている方が2名いらっしゃるということで、そして、今後は直接避難も考えていくということで、答弁いただきました。避難される方にとっては、負担軽減になると考えるところでございます。

本市は今まで、福祉避難所を開設されたことがないとお聞きしましたので、施設側の受入体制なども、このコロナ禍でもありますし、いま一度、確認していただいて、そして円滑かつ迅速な避難につなげていただきたいと思いますので、その点、また確認のほう、よろしく願いいたします。

それでは最後、6点目です。

改正災害対策基本法により、避難情報が見直されました。住民の間で勧告と指示の違いが理解されず、本来は避難を始めるべきタイミングである避難勧告で、避難しない人が多く、実際、差し迫った状態で発令する避難指示まで動かず、逃げ遅れる事例が多数起きていたことから、警戒レベル4については、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化され、警戒レベル3については、名称を高齢者等避難にするなど、避難を始めるタイミングや対象が明確になりましたが、実効性を高めるためには、市民への周知及び啓発は欠かせません。どのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 今回の改正法では、災害時に市町村が発令する避難情報について、警戒レベル3の情報を、避難準備・高齢者等避難開始から、高齢者等避難に変更するとともに、同じく警戒レベル4に当たって、違いが分かりにくかった避難勧告と避難指示を、避難指示に一本化するなど、分かりやすい言葉でより緊急性が伝わりやすい内容に改正されたところでございます。

本市といたしましては、実際の災害時において、市民の皆様には正しい理解をしていただくため、既に市広報紙及びホームページなどに掲載しております。また、市独自に周知チラシを作成し、7月1日に全戸配布する予定であり、今後もあらゆる機会を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

適切な避難行動につながるように、十分な周知啓発のほう、よろしく願いいたします。

また、個別避難計画についてなのですが、災害時に1人1人に合った計画を作成することによって、災害時のみならず、平時の地域福祉の強化にもつながります。作成の過程も大事にしながら、引き続きお取組いただけますよう、よろしく願いいたします。

次に、コロナ禍における女性の負担軽減、生理の貧困対策について、お伺いいたします。

今、世界各国で、女性の生理の貧困が問題となっています。生理の貧困とは、経済的理由で生理用品を入手することができない状態、また、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず、格差が広がっている先進国においても問題になっています。この生理の貧困解消のために、例えばイギリスでは、2020年から、全国の小・中学校、高校で、生理用品が無償で提供されており、フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがあります。

この問題は、日本でも無関係ではなく、生理をめぐる環境の改善を目指す任意団体、「#みんなの生理」が行ったオンラインアンケート調査によりますと、5人に1人の若者が、経済的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかのもので代用しているとの結果が出ております。

また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより、親等から生理用品を買ってもらえない子どもたちもいるとの指摘もあります。安心して暮らせる社会の実現のため、本市においても女性の負担軽減に取り組んでいくことが重要であると考えます。

そこで、1点目です。

生理の貧困の問題に対し、市としての認識をお伺いいたします。

◎生涯学習部長（田中博樹） 生涯学習部長、お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、雇用状況が悪化する中、経済的に困窮する世帯が増え、経済的な理由により、生理用品を購入できない女性や家庭環境により入手できない女兒がいるというような、生理の貧困の現状が明らかになったところでございます。女性や女兒の健康や尊厳に関わる重要な問題であると考えております。

また、コロナ禍の影響が長引く中で、女性の非正規雇用者の減り方は、男性の非正規雇用者に比べ2倍となっていることから、その影響は特に女性に強く表れている状況であります。ジェンダー平等、男女共同参画の取組によって、女性や女兒に最大限配慮しなければならないことと認識しております。以上でございます。

◆（山本由美子議員） 経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女兒がいるという生理の貧困問題が表れ、顕在化してきたということですね。女性や女兒の健康や尊厳に関わる重大な問題であると、そして女性や女兒に最大限配慮すべき問題であると認識しているということで、今、御答弁を頂きました。

内閣府男女共同参画局が示した女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021 の原案に、生理の貧困への支援が初めて明記されております。課題解決のために、取組を進めていくことが重要であると思っております。

生理用品を十分に手に入れることができない、いわゆるこの生理の貧困をめぐり、生理用品を無償で配布する動きが各地で広がっております。内閣府の調査によりますと、生理用品の配布を実施または検討している自治体は、今年5月19日の時点で、少なくとも255に上ることが分かりました。生理用品の無償配布の実施については、事業費の予算化のほか、防災備蓄品の利用、寄附の活用で対応されております。今回の生理の貧困への対応を契機に、防災備蓄品の生理用品などの保存期間やローリングストック計画を設定したという自治体もあるようです。

2点目の質問であります。本市においても使用期限がある食料品などのように、防災備蓄品の生理用品や紙おむつなどについても、保存期間の設定やローリングストック計画が必要であると考えますが、御見解をお聞かせください。

◎総務部長（石田尚） 総務部長、お答えいたします。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、各避難所において、生理用品など衛生用品の供給体制が十分整わなかったことが全国的に大きな課題となり、本市におきましても、平成23年度から生理用品及び紙おむつなどの衛生用品を、災害用備蓄品として配備しております。

そうした中、昨今、社会情勢の変化により、生理の貧困が全国的な問題となり、その解決策の1つとして、防災備蓄品の活用が注目されているところでございます。こうした状況も踏まえ、今後の調達計画に関しましては、最長5年程度の保存期間を定め、その期間内に順次在庫を活用するなど、女性の視点も入れながら、計画的にローリングストックが図れるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 保存期間をこれから5年に設定して、ローリングストックも女性の視点も入れながらしっかりと考えていくということで、御答弁いただきました。

そのことを踏まえて、次に3点目ですけれども、防災備蓄品を有効活用し、関係各課と連携を図る中で、必要とされる方に無償配布する仕組みを構築してはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

◎総務部長（石田尚） 備蓄在庫の活用方法の1つとして、困っておられる方への配布が実現すれば、備蓄品の有効活用、また生理の貧困問題と両方の効果があると考えますので、今後、関係各課と情報共有する中で、実態に即した合理性のある取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 備蓄品についても、困っている人に使っていただけるようにということで、今後考えていくということでした。前向きな御答弁をいただいたかと思っております。

豊島区では、生理の貧困を抱える女性を支援するために、防災備蓄用の生理用品が、ちょうど入替え時期になっていたことから、それを活用して配布されました。配布をする際に、窓口で言葉に出しにくい女性に配慮して、国際女性デーのシンボルと言われるミモザのカードを見せるだけで、生理用品を提供して、さらに相談できる窓口が分かる一覧表を一緒に袋に入れて渡すなど、必要な支援を受けられるように工夫されております。

ほかの多くの自治体も、関係各課や関係機関と連携を図りながら、防災備蓄の利用、寄附の活用、予算化などによって確保したこの生理用品を、きめ細かな配慮とともに、窓口で無償提供しております。本市においても、必要な方に、今後は提供していくということではございましたので、ぜひ実行に向けてお取組いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次に、市内の小・中学校や公共施設等の個室トイレに、生理用品を配置する考えはないか、お尋ねいたします。

◎生涯学習部長（田中博樹） 生理の貧困対策といたしましては、経済的理由や家庭事情などにより、生理用品の入手困難な方を優先した配布策が必要と考えているところでございます。

一方で、市内の小・中学校や公共施設等の個室トイレに生理用品を配置するとなると、数量や管理上の課題があるところでございます。まずは、市役所の女性職員をメンバーとする検討チームを立ち上げ、御紹介いただいた他市の事例も参考にしながら、生理用品の内容や、受け取りやすい配布方法、調達方法などについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今後は女性職員の方で検討チームを立ち上げてくださるということではございましたけれども、学校については、数量や管理の問題があつてなかなか厳しいという御答弁でありました。

本市では、保健室で常備していただいているのは承知しています。けれども、なかなか養護教諭に相談して、いただくということが、ちょっと声を上げにくいのではないかと考えております。実際に

トイレへ配備をされた自治体も、初めてのことで手探り状態で始められたわけですがけれども、ふだんから保健室の利用状況が少ないので、対面で取りに行くのはハードルが高いと思われて、トイレへの配備を決められたということもお聞きいたしました。既に取り組んでいる学校では、かごや紙袋に入れるなど、本当に様々な方法で提供されております。

管理や補充とかいう問題も、先生の負担になるのではないかと思われるかもしれないですがけれども、神奈川県大和市では、ストックの生理用品は保健室に置いているのですけれども、補充については、掃除当番の児童生徒が担当していると言われていました。児童生徒が保健室へ通うことによって、養護教諭の方ともそうやって話をし、相談もできるような関係性になるのではないかとされておりまして。

私も個室にこだわっているわけではないのですけれども、できましたら、取りやすいというか、使いやすい環境を作っていただきたいと思っております。

トイレの個室に配備した東京都品川区の教育委員会では、「生理用品はこれまでも保健室に用意していましたが、トイレに置いたことで、本当は必要だけと言いつけなかった生徒にも届くのではないかと思います。生理をめぐる不安を一つ取り去ることで、子どもたちの学びの環境整備になると思います。」と話されておりまして。本市でもぜひそういう視点を持って、トイレへの配備を考えていただきたいと思うのですけれども、教育部長、もし何か御答弁ありましたら、お願いいたします。

◎教育部長（片山久仁彦） 教育部長、お答え申し上げます。

亀岡市立の小・中学校におきましては、ただいま御指摘がございましたように、保健室等に常備をしております、必要に応じて対応しているところでございます。今後、先ほども少し御説明のございましたように、個室に置くことも含めまして、学校としっかりと連携を図り、児童生徒が学習に専念できる環境をしっかりと作っていきたくと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ぜひ、できるところから、また御検討いただきたいと、できるような方法で御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に5点目です。

経済的な理由で生理用品を購入できない女性や子どもがいるという状況を踏まえて、国の地域女性活躍推進交付金が拡充され、自治体がNPO法人などに委託して、女性への支援事業を行う場合に活用できる、つながりサポート型の取組により、寄り添った相談支援の一環として、生理用品の提供を行うことが可能となりました。本市として活用するための体制整備を図る考えはないか、お尋ねいたします。

◎生涯学習部長（田中博樹） ただいま議員のほうから御紹介いただいております、国の地域女性活躍推進交付金について、新たに設けられました、つながりサポート型は、地方公共団体がNPOなどの民間団体に委託し、アウトリーチ型の相談支援や居場所の提供などを行う場合に、交付上限や補助率を通常より引き上げるものであり、この中で女性や女児たちへの寄り添った相談支援の一環として、生理用品の提供を行うことが可能となったものでございます。



今後、備蓄品の活用も含めまして、関係機関と調整する中で、利用可能な制度について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員）本市においては、地域資源が少ないという課題もあるかと思えますけれども、できるだけ実現できるように、しっかりと当たっていただきたいと思えます。

関連なのですけれども、国の地域子供の未来応援交付金の拡充による、つながりの場づくり緊急支援事業というものがございます。これは、京都府がNPO法人等に委託して、子どもの居場所づくりなどを支援する事業で、委託内容の中には、生理用品の提供を行うことが可能となっております。府の事業ではありますけれども、今後とも連携を図っていただき、必要な支援につなげていただきたいと思うのですけれども、その点について、いかがでしょうか。

◎生涯学習部長（田中博樹）この制度につきましても、しっかりと連携を図りながら、活用が可能か、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員）よろしくお願ひいたします。

府の事業ですので、こちらのほうからしっかりと働きかけをしていかないと、なかなか情報が入らないと思えますので、その点もよろしくお願ひしたいと思えます。

本市が今年度から始められます子ども宅食事業の中においても、食材や食料とともに、必要な世帯に生理用品も提供できればと考えますので、これについても御検討いただきますように、これは要望とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、6点目です。

コロナ禍で顕在化した様々な要因により、孤独・孤立で不安を抱える女性の負担軽減を図るため、相談支援体制なども含め、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺ひいたします。

◎生涯学習部長（田中博樹）現在、亀岡市では、人権啓発課内に女性の相談室を開設しており、女性のあらゆる悩みを丁寧にお聞きし、必要であれば他の関係機関と連携して問題解決に当たっております。

また、本市では、相談業務に係る関係機関で構成する女性の相談ネットワーク会議を設置しており、相談者が悩みを解決し、主体的な生き方を選択できるよう、関係機関のネットワークを構築し、連携を密にしております。

このような関係機関との連携の下、男女共同参画の視点に立ち、女性のエンパワーメントを支援できるように、研修、事例研究、情報交換等を通じて、相談員等の資質の向上を図り、相談体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 生理用品の提供とともに、生理の貧困にある女性や女兒たちの背景や事情に丁寧に向き合っていて、きめ細かな相談支援を充実していただくように要望したいと思います。

先ほど部長のほうから、女性職員による検討チームを作っていただくということでしたので、期待をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、高齢者の健康維持・増進について、お伺いいたします。

コロナ禍において、多くの通いの場で活動の自粛が見られ、また、感染リスクを避けるために外出を控える高齢者の間で、閉じ籠もりがちな日々が続き、人との交流の場が減るなど、とりわけ高齢者の方々の心身機能の低下や介護認定の変化、認知症の悪化などが懸念されております。コロナ禍における高齢者の方々の現状を、市としてどのように把握しているのか、お尋ねいたします。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 健康福祉部長、お答え申し上げます。

コロナ禍における高齢者の現状につきましては、市としましては、地域包括支援センターの相談受付内容や、介護認定申請者数の変化のほか、平成28年度から毎年実施しております市内の高齢者の身体面と心理的な面からの調査の分析結果などから把握しているところでございます。

緊急事態宣言中は、高齢者の外出機会となっております通いの場やサロンなどがほぼ休止の状態となり、地域包括支援センターに寄せられます相談からは、高齢者の交流機会が減少しているなどの状況を伺っているところでございます。

また、介護認定申請件数につきましては、令和2年10月以降から若干の増加傾向が見られます。さらに、高齢者への調査からは、運動や学習・趣味の活動に取り組んでいる高齢者が減少しているという結果が出るなど、高齢者の心身機能が低下していることが懸念される状況と感じております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

地域包括支援センターでの現場の声、また、介護認定の状況、調査結果の分析から御報告いただきました。その結果、交流機会が減少している、また、運動・趣味もされる方が減っているということで、心身機能の低下が見られ、健康状態が悪化している状況にあるということが分かりました。

新型コロナウイルスに感染すると、重症化しやすいと言われている高齢者にとっては、感染予防を重視すると、身体機能や認知機能などが低下し、介護が必要となる一歩手前のフレイル、虚弱と呼ばれる状態に陥りかねません。フレイル予防のためには、3つの柱である運動・栄養・社会参加をいかに日常生活の中で継続的に実践できるかが重要になってまいります。

そこで2点目ですが、コロナ禍でのフレイル予防の実施状況と今後の取組について、お伺いいたします。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 緊急事態宣言中におきましては、高齢者が集まられます教室の開催や訪問活動が難しいことから、高齢者に対して今、実施しております新型コロナワクチンの接種会場におきまして、フレイル予防チラシの配布、また、現在中止となっております介護予防講座の昨年度

と本年度の申込者に対しまして、なんたん元気づくり体操のパンフレット、体操記録カレンダーを配布するなど、今できる対応を取ることで、高齢者の心身機能の維持・向上に努めております。

また、亀岡市行政情報チャンネルのユーチューブ内に、新たに、誰もが気軽に介護予防に取り組める運動・健康情報などを発信するかめおか元気アップちゃんねるを作成し、6月21日から毎週配信することとしております。

今後は、フレイル予防に特化した介護予防拠点活動支援事業のモデル実施や、地域での体力測定会の開催、出前健康講座など、効果的なフレイル予防事業を実施していく予定でございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございました。

ワクチンの集団接種会場の経過観察の時間を利用して、フレイル予防のチラシを配布されていると、お一人お一人に声をかけながらされているということですが、本当にすばらしい取組をいただいていると感じております。

そこで配っているチラシを私も見せていただいたのですが、そのチラシですとか、あと、体操パンフレットですとか、体操記録カレンダーとか、一部の方だけに配布されているという状況でありますので、本当にすばらしいフレイル予防をしていかないといけないということが感じられるチラシでしたので、できるだけ多くの方に配布し、活用していただくということが今後考えられないか、お尋ねしたいと思います。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 御指摘のとおりでございますので、様々な場面での配布を検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

あと、ユーチューブの配信ということで聞かせていただいたのですが、対象とされている方というのは高齢の方なので、なかなか視聴できる環境にないと思うのですが、どのように、ユーチューブを展開していこうと考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

◎健康福祉部長（佐々木京子） より多くの方に御覧いただけるようにという趣旨で、このたびのユーチューブへの配信を考えております。しかしながら、確かに視聴環境にない方もおられるということで、現在、亀岡市では、2種類のDVDなども希望者へ配布する事業を行っております。そういったものも併せて御利用いただきたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。様々な対応をいただいているということが分かりました。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

最後、3点目です。

人生 100 年時代を見据えて、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに生活が送れるよう、高齢者に対してきめ細かな保健事業と介護予防を実施することにより、健康寿命の延伸を図ることは極めて重要であります。本市においては、フレイル予防に着目し、令和 2 年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでおられますが、その現状と課題について、お聞かせください。

◎健康福祉部長（佐々木京子）　ただいま議員から御紹介がございましたとおり、本市では令和 2 年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行っております。その現状といたしましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況も見ながら、後期高齢者のうち、医療未受診者に対しまして、訪問や郵送調査を行い、健康状態の把握や必要な受診勧奨等を行ったところでございます。また、多くが休止されている中ではございますが、感染対策を取った上で開催されました地域の通い場において、フレイル予防のための健康教育・健康相談を実施いたしました。

一方、課題といたしましては、本年度に入りましても、外出自粛制限等による通いの場の休止や対面での訪問等に制約がありますため、高齢者の健康状態の把握や、コロナ禍における正しい健康情報の発信が課題となっているところでございます。

なお、先ほど紹介いたしました、5 月 16 日から開始しております高齢者へのワクチン接種会場におきまして、特に高齢者への影響が指摘されておりますフレイル予防のリーフレットを、医療専門員よりお一人お一人に手渡すことで、必要なアドバイスも行っているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員）　生涯にわたり、生き生きと暮らせる健康寿命の延伸を目指して、フレイル予防の取組をさらに進めていただくことを要望いたしまして、私の全ての質問を終了いたします。ありがとうございました。